

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は23年9月12日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年9月12日まで

A社B製作所に勤務していた当時の元同僚が、当該事業所に勤務した期間における厚生年金保険の記録について、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、その主張が認められたと聞いた。

国（厚生労働省）の記録では、私も元同僚と同様に、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立てを行った。

私は、申立期間においてA社B製作所で勤務（在籍）していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B製作所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人と同姓同名の氏名が記載されていることが確認できることから、当該名簿に記載されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立人が申立期間の直前まで厚生年金保険に加入していた同社C製作所における被保険者期間を管理する記号番号と同一であることから、当該被保険者名簿に記載されている氏名は申立人の氏名であり、事業主によって申立人の被保険者資格取得に係る届出が行われたことが認められる。

しかしながら、上記被保険者名簿には厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日が記載されていない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にもA社B製作所における被保険者記録が記載されていないことから、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る年金記録が適正に管理されていたとは考え難

い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日について、申立人は、「同僚と一緒にA社C製作所から同社B製作所へ異動した。」旨主張し、当該同僚の氏名を挙げているところ、オンライン記録から、当該同僚は、同社C製作所における厚生年金保険被保険者資格を昭和19年10月1日に喪失し、同日に同社B製作所において資格取得したことが確認できる上、申立期間当時、同社B製作所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうちの1人は、「時期は覚えていないが、C製作所から何人かまとめてB製作所へ転勤してきたことを覚えている。その中の1人が申立人だった。」と証言しているところ、当該同僚を含む同社C製作所の元従業員7人が、19年10月1日に同社B製作所で被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、厚生労働省社会・援護局が保管する「E隊留守名簿」及びD県保健福祉部保健福祉課が保管する「旧陸軍兵籍簿」から、申立人は、昭和20年3月6日に陸軍に召集され、24年11月10日にF国から復員したことが確認できるところ、厚生労働省社会・援護局が保管する「旧海軍人事資料（履歴原票）」から、20年4月1日に海軍に召集され、同年9月1日に召集解除されたことが確認できるA社B製作所の元従業員のうちの一人は、オンライン記録から、当該召集期間を含む19年10月1日から23年9月12日（同社B製作所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日）まで、継続して同社B製作所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人が、自身と同様、F国に抑留されていたとして氏名を挙げるA社C製作所の元従業員も、D県保健福祉部保健福祉課が保管する旧陸軍兵籍関連資料から、昭和19年11月25日に陸軍に召集され、24年8月9日にF国から復員したことが確認できるところ、オンライン記録から、当該召集期間を含む18年8月17日から25年8月20日まで、継続して同社C製作所で厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、同社は、当時、召集された従業員については、その召集期間中も厚生年金保険被保険者としていたことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿は、氏名が五十音順に並んでいること及び資格取得日が日付順となっていないことから、何らかの理由により再作成されたことがうかがえるが、当該名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されていないこと、申立人と一緒にA社C製作所から同社B製作所に異動した上記元同僚の資格喪失日が、同社B製作所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和23年9月12日と記載されていること、上述のとおり、同社は召集された元従業員について、その召集期間中も、厚生年金保険被保険者としていたことがうかがえることなどを合わせて考えると、申立人は、少なくとも同日まで、同社B製作所における厚生年金保険被保険者として取り扱われてい

たことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、喪失日は23年9月12日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立人に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 21 日から 40 年 3 月 21 日まで
年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前のA社B工場での被保険者期間が、その計算の基礎とされておらずに未請求となっているところ、申立人は、「同社勤務時に厚生年金保険に加入していたことを知っていた。」としており、申立人が脱退手当金の請求時に同社B工場に係る19か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、脱退手当金の支給日は昭和40年9月2日であるが、申立人は、当該支給決定日の約7か月後である41年4月1日から国民年金に加入し、保険料を現年度納付していたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、C社の社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「C社では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったと思う。」旨証言していることから、申立人の脱退手当金について、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立人に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらずに未請求となっており、申立人が申立期間のみについて請求し、申立期間前の 47 か月の被保険者期間についての請求を失念するとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金番号払出簿には、未請求の上記被保険者期間に係る被保険者番号に重複取消された記載があり、オンライン記録において、これらの被保険者期間は同一の被保険者番号となっているにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の前後各 50 人以内の被保険者のうち、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者で、資格喪失日が申立人の喪失日前後 3 年以内である 15 人（申立人を除く。）について調査したところ、脱退手当金を支給された者がいない上、申立期間当時、同社で経理課長であった元従業員は、「同社では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったと思う。」と証言していることから、申立人の脱退手当金について、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行っ

たとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立人に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 3 日から 34 年 10 月 11 日まで
② 昭和 35 年 7 月 5 日から 36 年 5 月 20 日まで
③ 昭和 36 年 5 月 20 日から 38 年 10 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

私は、脱退手当金という言葉聞いたことがなく、受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和39年12月28日に支給決定されたことになっている上、申立期間③のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の前後各50人以内の被保険者のうち、脱退手当金受給資格者39人(申立人を除く。)について調査したところ、脱退手当金を支給された者がいないことから、申立人の脱退手当金について、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金の支給日は、申立人が婚姻して改姓した昭和38年12月*日の後の39年12月28日とされているが、申立人が申立期間③当時勤務していたA社における申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、氏名の変更処理がされた記載が無く、旧姓のまま支給されたことになっていることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、上記脱退手当金支給決定日の約4か月半後である昭和40年4月14日から国民年金に任意加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年2月までの期間及び8年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年2月まで
② 平成8年4月から同年12月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、時期は覚えていないが、自身でA社会保険事務所(当時)に出向き、申立期間①及び②の保険料をまとめて納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが、申立期間の国民年金保険料をA社会保険事務所でまとめて納付したとしているが、申立期間②の保険料が社会保険事務所(当時)で納付可能な過年度保険料となるのは平成9年5月以降であり、当該時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の保険料として、約15万円を納付したと主張しており、申立期間の保険料額とおおむね一致するが、上記のとおり、申立期間①の保険料は時効により納付することができず、申立期間②の保険料額は11万700円で、申立人が納付したとする金額と大きく相違する。

さらに、申立人が保険料を納付したと主張する時期は平成9年以降で、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低くなっていることを考慮すると、申立期間についての納付記録が失われたとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付

したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年4月までの期間については、国民年金第3号被保険者期間と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年4月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は国民年金第1号被保険者の納付済期間となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間は第3号被保険者期間ではなく、第1号被保険者期間であるとの回答を受け取った。

私は、会社を退職した後に収入が無く、専業主婦であったことから、申立期間が第3号被保険者期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、第3号被保険者でなくなった平成4年11月以降の期間は第1号被保険者とされていたが、5年9月2日に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更日が4年11月2日から申立期間直前の5年2月13日に訂正されるとともに、申立期間直後の同年5月14日が第3号被保険者への種別変更日と処理されたことから、申立期間は第1号被保険者期間のままとされていることがオンライン記録により確認できる（当初、第1号被保険者期間で保険料が納付済みであった平成4年11月から5年1月までの期間及び同年5月の保険料は、同年10月に還付されている。）。

申立人は、申立期間も専業主婦であったことから、第1号被保険者期間ではなく、第3号被保険者期間であったと主張しているが、申立人の夫が勤務していた事業所では、申立人は、申立期間当時、夫の健康保険の被扶養配偶者に認定されていなかったとしていること、A公共職業安定所では、申立人は、平成5年2月13日から同年5月13日までの期間について、被扶養配偶者の認定基準額を超える失業給付金を受給していたとしていることなどから、申立期間は第3号被保険者の資格取得要件を満たしていなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、国民年金第3号被保険者と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から61年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続や保険料納付については母に任せていたが、几帳面な母が保険料を納付しなかったとは考えられない。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から55年11月までの期間、母親と別居していたことが戸籍の附票により確認でき、当該期間の保険料を母親が納付するためには、申立人宅に届いた納付書を母親に手渡す必要があるが、申立人は、当該期間に納付書が自宅に届いた記憶が無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和61年6月頃に当時同居していた妹と連番で払い出されたことが国民年金手帳記号番号総括払出簿及びオンライン記録により推認でき、妹も申立期間は国民年金の未加入期間であること、A市役所作成の国民年金被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和61年4月1日と記載されていることなどから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年3月までの期間、53年9月から同年10月までの期間、56年4月から同年11月までの期間及び58年12月から59年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から50年3月まで
② 昭和53年9月から同年10月まで
③ 昭和56年4月から同年11月まで
④ 昭和58年12月から59年1月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①及び②の加入手続及び保険料納付は、亡くなった母が行ってくれたはずであり、申立期間③及び④の加入手続及び保険料納付は、私がA市役所で行った。

申立期間①の保険料が未納、申立期間②、③及び④が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号総括払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿により、A市が国民年金の未加入者を職権適用するため、昭和48年12月12日に同市に一括して払い出された1万件の1つであり、申立人に対しては49年3月から6月までの間に払い出されたもの

と確認できることから、当該払出時点において、申立期間①のうち一部の期間（昭和 49 年 3 月に払い出された場合でも、46 年 12 月以前の期間）は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該払出時点で、時効期間が経過していない期間の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は、母親から保険料を遡って納付したとは聞いていないこと、当時、申立人と同居していた兄も、国民年金に未加入であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

申立期間③及び④について、申立人は、自身が加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、特殊台帳には昭和 52 年 3 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、資格取得したことを示す記載が無く、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載内容と同一であるなど、当該期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和49年春頃に母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと聞いた。

申立期間の保険料が未納されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年5月13日に払い出されたことが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の住所欄には「51.5.13A市」との記載があることから、加入手続は申立期間後に行われたものと考えられる。当該払出時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、母親から保険料を遡って納付したと聞いた記憶は無いことから、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月8日から同年7月10日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B製造所（現在は、C社D事業所）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

知人の勧めで、昭和30年6月8日から、A社B製造所に臨時職員として勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B製造所に勤務していた元従業員から勧められて入社した。」としているところ、当該元従業員は、「昭和30年4月にA社B製造所に入社した後、申立人にも就職を勧めた。申立人は、私が入社してから2か月ないし3か月後に勤め始めたと思うが、申立期間中に勤務していたかは分からない。」と証言していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかしながら、C社D事業所は、「当社が保管している厚生年金保険被保険者に係る台帳において、申立人は、昭和30年7月10日に被保険者資格を取得し、同年9月16日に資格喪失していることが確認できるが、上記台帳以外の資料が保管されていないため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除さ

れていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1516 (事案 772 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月16日から31年9月24日まで
年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。

その後、当時、A社B製造所(現在は、C社D事業所)と一緒に勤務していた二人の元同僚が、「間違いなく勤務していた。」と証言してくれているので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B製造所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員3人は申立人のことを記憶していないと証言していること、C社D事業所が保管する厚生年金保険被保険者に係る台帳の申立人の記録は、オンライン記録と一致している上、同社は、「申立期間における保険料控除について不明である。」と回答していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成22年2月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、A社B製造所において、申立期間当時も勤務していたことを示す新たな事情として、一緒に勤務していた元同僚二人が証言してくれるとして再申立てを行っている。

しかし、当該元同僚二人のうちの一人は、「私は、昭和30年4月にA社B製造所に入社した。同社に入社してから、申立人に同社への就職を勧めた。申立人は、私が入社してから2か月ないし3か月後から勤め始めた。申立人は、1年は勤務したと思うが、いつ頃辞めたかは覚えていない。」と証言し、ほかの

一人は、「申立人のことは知っているが、いつ辞めたかは記憶に無い。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、上記のとおり、C社D事業所が保管する厚生年金保険被保険者に係る台帳の申立人の記録はオンライン記録と一致している上、同社は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について不明であるとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認できず、申立人の元同僚の証言は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から37年8月26日まで
年金裁定請求の際、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和38年5月15日に社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理には不自然さはない。

また、申立人は、A社を退職後、国民年金の強制加入適用期間があったにもかかわらず、昭和43年3月15日まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは言えない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 9 日から 43 年 2 月 21 日まで
年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所には申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺が保管されており、その記載内容に不自然さは見られない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 21 日から 36 年 12 月 30 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かったが、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和37年4月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時、A社（昭和35年4月1日にB社へ名称変更）に勤務し、給与事務を担当していた元従業員は、在籍当時に社会保険事務担当者が退職する従業員に対して脱退手当金の説明を行っていたことを覚えている上、A社に係る健康保険厚生年金事業所別被保険者名簿において、脱退手当金の支給記録がある被保険者13人のうちの複数の者が「会社が脱退手当金を請求した。」と回答していることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 6 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

私は、A社B工場に勤務した期間については、脱退手当金を請求して受給した記憶があるが、申立期間については請求、受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間後に申立人が勤務したA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人が脱退手当金を受給したとする同工場に係る厚生年金保険被保険者期間と申立期間について、併せて支給されている脱退手当金の額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「A社B工場での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は、自分で請求して受給した。」としているところ、同工場の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の同工場における被保険者記号番号が申立期間に係る被保険者記号番号に重複取消されていることから、申立人は、同工場における被保険者期間及び申立期間に係る脱退手当金を併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 30 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

この期間は、A社が経営する店舗に勤務し、社会保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社が経営する店舗に勤務していた。」と主張し、当時の同僚の名字を挙げているところ、オンライン記録から、A社において昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入していたことが確認できる被保険者で、当該同僚と同姓の元従業員は、「私は、A社で店長として勤務していた。申立人は確かに勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和 61 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、「厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 61 年 4 月 1 日であるため、それ以前は従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している上、オンライン記録から、同社の当該適用日に、同社において厚生年金保険に加入したことが確認できる元従業員の中の一人は、「昭和 50 年当時、A社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨証言しているところ、当該元従業員は、申立期間当時には国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。